

Q. 第3者承継契約時の注意事項を教えてください（売り手側・買い手側）  
第3者承継の際に売り手側・買い手側が特に注意しておくべき点をお教え下さい。

A.

売り手側・買い手側、それぞれに留意事項があります。留意事項は下記のとおりです。

## 【解説】

### ①売り手側

#### □売却条件の検討

本当にせっぱ詰まった状態になって売却の意思決定をしてしまうと足下を見られるだけで有利な条件での売却は望むべくもありません。準備あれば憂いなしといわれるよう余裕を持った状態で交渉に望めるようにする。売却代金については可能な限り高値で望むのは当然ですが、買い手は採算性を考慮すること、そして昨今の病院の収益力の低下に伴いその売買価格も下落していることを理解しておく必要があります。

#### □資金繰りの検討

資金繰り面でタイムリミットを正確に把握する必要があります。場合によっては売却代金を引き下げること検討しなければならない可能性も出るためです。例えば過剰債務を抱え、債務全額を売却額に転嫁しようとする、売却額が多額となり買い手がなかなかつきませんので民事再生などの法定手段を利用して債務を圧縮することが事前に必要になることがありますので注意してください。

#### □税引後の手取額の検討

売却によって所得税や法人税が課されるケースがあります。そのため、売却の額面金額だけでなく、税引後の手取り金額を意識して計画する必要があります。税務面では公認会計士・税理士などの専門家にアドバイスを求めることをお勧めします。

### ②買い手側

#### □買収目的を明確化する

自院の経営戦略とマッチングしているかを充分考慮のうえ進めていく。戦略とミスマッチが発生した際、場合によっては撤退する勇気をもって頂くためにも戦略とマッチしているかという観点でチェックしてください。

#### □売却理由などの確認

相手の病院が売りに出されている理由を確認してください。売り手の情報を可能な限り集めましょう。情報収集の例として下記のものあげられます。

- ・決算状況の推移
- ・収益のポテンシャル確認(患者数・診療単価・病床稼働率など)
- ・不動産が担保に供されていないか
- ・従業員の年齢・給与水準
- ・医療事故の有無
- ・診療圏の経営環境 など

## □買収後の施設基準を検討

個人立の病院を買収して新たに個人病院として開設する。あるいは、法人立病院の買収で法人を引き継がずに買収側の法人の病院とする場合、いったん廃止届を提出して新たに開設届を提出することになるので、改正医療法の施設基準が適用されるのでクリアしなければならない。つまり、患者一人当たりの病床面積が4.3㎡の病院は改修工事が必要になる。また、病床面積の施設基準について経過措置の適用可能な病院を買収できる場合でも、アメニティの充実の視点から見ると患者一人当たりの病床面積が4.3㎡のままでは患者満足度を向上させる阻害要因となりかねない。したがって、買収後の施設基準は、法的にクリアするだけでなく、アメニティを充実させ患者満足度を向上させる事にも主眼をおき、買収後の施設基準を検討してください。

## □買収後の利益計画と資金計画の検討

買収後の利益計画と資金計画を綿密に計画しておく事は言うまでもありません。買収した病院の収益ポテンシャルを十分に確認して、『医業利益で借入金の元本返済ができるか』、また、『将来の設備投資、人員投資ができるか』など、綿密な利益計画と資金計画を立案し、計画と実績を点検できる経営管理体制を構築できるよう準備をしてください。